

特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫 様

平成28年2月22日

株式会社ピーエムハナテン
代表取締役 和田 安則



回 答 書

拝啓 貴法人におかれましては、益々ご清祥の段、お慶び申し上げます。弊社は、貴法人からの平成28年2月9日付「申入書」に対して以下の通り回答いたします。

第1 申入れの趣旨1について

弊社として、弊社に著しく落ち度があり、お客様のご注文に応じられなかった場合にまでお客様が被った損害を賠償しないという運用をしたことはなく、現在のような規定であっても、運用面で対応することができると考えております。

しかし、貴法人のご意向を踏まえ、第2条を「甲がこの注文に応じられない場合、乙は一切の異議のないものとする（ただし、甲の故意・重過失による場合はこの限りでない。）。この場合、申込金はそのまま乙に返還されるものとする。」と修正いたします。

第2 申入れの趣旨2について

特約条項第3条についても、お客様に全く落ち度がないにもかかわらず、ご注文を撤回された場合にまで、弊社が被った損害をお客様に請求した運用実績はございません。

しかし、こちらも貴法人のご意向を踏まえ、「乙が申込を撤回し、乙の故意または過失によって甲に損害が生じた場合、甲は、乙に対し、損害賠償を請求することができる。」と修正いたします。

第3 変更の時期について

現在、貴法人にご指摘いただいた注文書特約条項を含む紙面の在庫が存在することから、次回、新たに紙面を発注する際から、上記修正を含んだ注文書特約条項を規定することといたします。

現在の注文書特約条項を使用するものの、修正後の内容を踏まえた運用で対応させていただく所存でありますので、ご了承ください。

敬具